

— 会 告 —

会 則 の 改 正 に つ い て

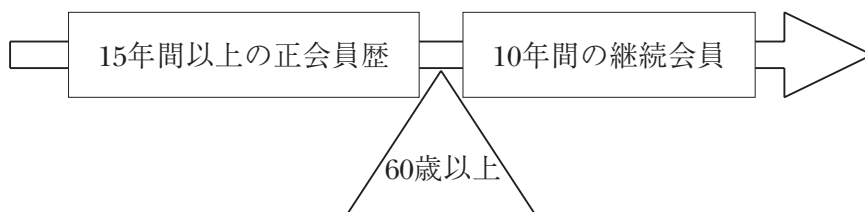
日本核医学技術学会 会員各位

会員の高齢化に対応して継続会員を会則に組み入れる。

平成16年10月に企画委員会が行った評議委員のアンケート調査をもとに検討を行った。

この継続会員を組み入れる目的は、当学会の会員が高齢化していることと活性化を図ることで必要な制度と考える。

学会の正会員として15年間を在籍すれば60歳より10年間、この制度を受ける権利を得るものとする。



条件を満たした正会員は、継続会員費 5 万円を前納して申請できる。

この権利は正会員個人の選択肢ではあるが、役職（学会長、理事、評議員および各委員）を外れることで、学会の活性化を同時に推進するものである。

日本核医学技術学会会則・諸則 現行法と改正案の比較表

現 行 法 (核医学技術 Vol. 26 No. 1 2006)	改 正 案 <u>下線は改正箇所 (追加文面)</u>
第3章 会 員 (会員の種類) 第5条 本会の会員は次のとおりとする。 (1) 正 会 員 本会の目的に賛同し会費を納める者。 (2) 準 会 員 本会の目的に賛同し準会費を納める者。 (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し賛助金を納める個人又は団体。 (4) 名誉会員 本会に多大な功績のあった者で、理事会の推薦を経て評議員会・総会において承認された者。 (入会, 退会) 第6条 本会に入会しようとする者は入会申込書に所定の事項を記入し、当該年度の会費を添えて本会事務局に申し込むものとする。また、退会する場合は所定の書式で届け出るものとする。 2. 入会しようとする者は所定の入会金を納入するものとする。 (会 費) 第7条 会員は所定の会費を年度当初に本会に納入しなければならない。 2. 既納の会費は理由の如何を問わず返還しない。 3. 名誉会員は会費を免除する。 (会員の権利) 第8条 所定の会費を納入した会員はすべて学会誌の配布を受け、学術総会等において研究発表する権利を有する。 2. 準会員は学術総会等において研究発表する権利のみを有する。 3. 2年連続して正会員であった者は3年目より本会の運営に参加することができる。 第9章 補 則 (細 則) 第34条 付 則 11. 平成15年7月26日準会員制度の導入に伴う一部改正。	第3章 会 員 (会員の種類) 第5条 <u>(4) 継続会員 本会の目的に賛同し継続金を納める者。</u> <u>(5) 名誉会員</u> (会員の権利) 第8条 <u>4. 継続会員は向こう10年間に於いて本会の事業に参加することができる。</u> 付 則 <u>12. 平成18年7月23日継続会員制度の導入に伴う一部改正</u>